

CBRNEテロ対策会議の設置について

平成12年8月1日
危機管理関係省庁連絡会議
平成28年5月13日一部改正
令和8年1月23日全部改正

1 会議の位置づけ

内閣危機管理監主宰の危機管理関係省庁連絡会議の下に、CBRNEテロ対策会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣危機管理監

副議長 厚生労働省医務技監・内閣感染症危機管理対策官

構成員 内閣感染症危機管理統括庁、内閣情報調査室、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、警察庁、消防庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛省の局長級

3 議長は毎年、会議を開催するものとする。

この際、議長は、CBRNEテロ対策の特殊性に鑑み、会議に専門家を招聘し、その研究成果の共有等を得るものとする。

4 会議の下に、幹事会を設置する。

幹事会の構成員は、会議を構成する関係省庁の課長級とする。

5 幹事会の下に、課題に応じた分科会を設置できるものとする。

分科会の構成員は、会議又は幹事会の構成員に限らず、課題の特性に応じ、各省庁、機関、専門家等から選定するものとする。

6 本会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付において処理する。

7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。